香川県の伝統工芸品産業の振興

1 香川県伝統的工芸品の指定制度等

香川県には、国の伝統的工芸品となっている「香川漆器」(S51.2.26 指定、蒟醬、彫漆、存清、後藤塗、象谷塗の5技法)と「丸亀うちわ」(H9.5.14 指定、竹うちわ)をはじめ、桐下駄、石工品など数多くの伝統的工芸品がある。

これらの伝統的工芸品産業を地元に根づいた産業として振興していくために、県においては、 昭和60年度に伝統的工芸品の指定制度を設け、県の伝統的工芸品の指定を行っており、現在、 香川漆器、丸亀うちわなど38品目を指定している。

これらの県の伝統的工芸品については、「香川の伝統的工芸品展」の開催やパンフレットの作成、 配布等を通じて、製造事業者の製造意欲の高揚を図るとともに、その普及と販路の拡大に努めて いる。

2 県伝統的工芸品(38品目)

香川漆器、讃岐桶樽、欄間彫刻、組手障子、肥松木工品、志度桐下駄、讃岐一刀彫、桐箱、長火鉢、菓子木型、讃岐提灯、高松和傘、一閑張/一貫張、丸亀うちわ、香川竹細工、古式畳、竹一刀彫、神懸焼、岡本焼、理平焼、讃岐装飾瓦、豊島石灯籠、庵治産地石製品、鷲ノ山石工品、打出し銅器、左官鏝、讃岐鍛冶製品、讃岐鋳造品、保多織、讃岐のり染、讃岐獅子頭、手描き鯉のぼり、金糸銀糸装飾刺繍、節句人形、高松張子、高松嫁入人形、張子虎、讃岐かがり手まり

3 県伝統工芸士の認定制度

県伝統的工芸品の製造従事者のうち、特に高度な技術・技法を有する者に「伝統工芸士」の称号を与え、製造従事者の社会的地位の向上と技術・技法の次代への継承、後継者の育成等に資するために、平成6年度に伝統工芸士の認定制度を創設した。

現在、116名を認定している(平成26年3月3日現在)。

4 伝統的工芸品産業の技術や技法を守り育てる対策

伝統的工芸品の指定や伝統工芸士の認定制度を広く周知、PRするとともに、積極的にその指定や認定に努めている。

5 伝統的工芸品の普及・PR

県のホームページへの掲載や、各種パンフレットの作成のほか、さぬき産業工芸館「サン・クラッケ」、かがわ物産館「栗林庵」、香川・愛媛せとうち旬彩館などでの展示販売、「香川の伝統的工芸品展」の開催などにより、伝統的工芸品のPR、販路拡大に努めている。

また、26 年度は、緊急雇用創出基金事業(起業支援型地域雇用創造事業)を活用して、伝統 的工芸品の新商品開発、情報発信事業等を実施している。

「『sanuki の手仕事』魅力発信事業」

・事業内容:①伝統的工芸品の製造者とデザイナー等とのマッチング

②マッチアップした両者による新商品開発

③web による情報発信、展示会開催

④伝統的工芸品及び伝統工芸士を紹介するパンフレット作成

·事業期間:平成25年8月1日~26年7月31日

· 事業委託先: 株式会社 tao.

6 産業としての活性化対策

香川漆器、丸亀うちわなどのように、ある程度の集積が見られ、地場産業の業種にもなっているものについては、中小企業応援ファンド等を活用して新製品開発、販路開拓、人材育成等を図っている。